

議案第 90 号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 44 年白岡町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 230」を「100 分の 235」に改める。

第 2 条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 235」を「100 分の 232.5」に改める。

(白岡市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 白岡市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和 44 年白岡町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 230」を「100 分の 235」に改める。

第 4 条 白岡市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 235」を「100 分の 232.5」に改める。

(白岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 5 条 白岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 44 年白岡町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 230」を「100 分の 235」に改める。

第 6 条 白岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 235」を「100 分の 232.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条、第3条及び第5条の規定は令和8年1月1日から、第2条、第4条及び第6条の規定は同年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員の報酬等条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の白岡市長及び副市長の給与等に関する条例（以下「改正後の市長等の給与等条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の白岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の教育長の給与等条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の議員の報酬等条例、改正後の市長等の給与等条例又は改正後の教育長の給与等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条の規定による改正前の白岡市長及び副市長の給与等に関する条例又は第5条の規定による改正前の白岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議員の報酬等条例、改正後の市長等の給与等条例又は改正後の教育長の給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和7年12月1日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

人事院勧告に基づく国家公務員及び職員の給与改定に準じて期末手当の支給割合の改定を行うため、関係条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。